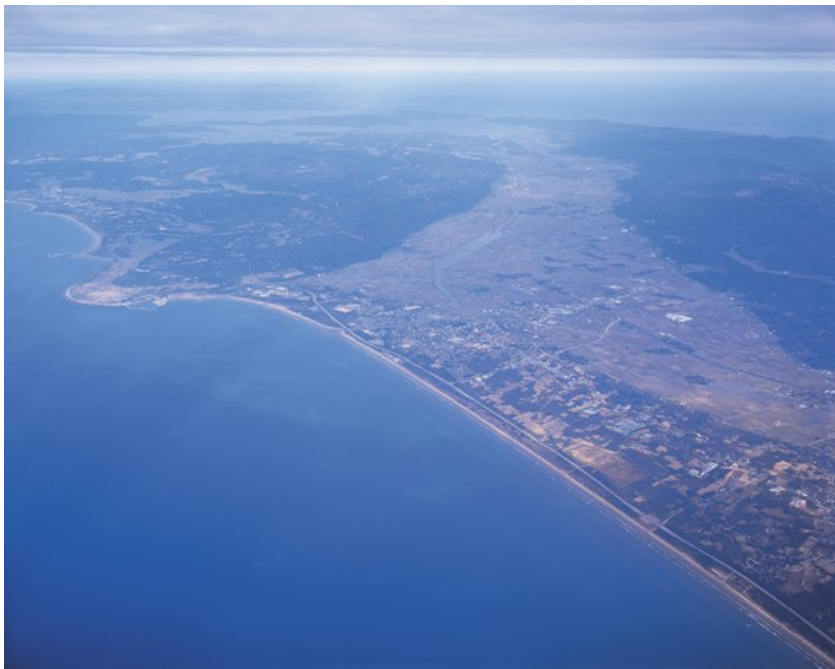


羽 咋 市 (はくいし)

企業誘致ガイド



2021 (令和3年) 年4月

羽咋市商工観光課
企業立地係
TEL 0767-22-1118
syoukan@city.hakui.lg.jp

【羽咋市の優遇措置】

① 羽咋市商工業振興条例による助成金

- ・対象業種 製造業、情報サービス業、先端技術産業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究所
- ・要件 投下固定資産5,000万円以上の工場等を新設又は増設かつ5人(増設は3人)以上の新規雇用があった場合
- ・助成額
 - ア 投資による助成 上限 2億円

区分	雇用人数 (正社員)	助成率(上限)	
		右記以外	本社機能移転
新設	5～14人	10%	15%
	15～19人	15%	20%
	20人以上	20%	25%
増設	3・4人	1.25%	6.25%
	5～9人	2.5%	7.5%
	10～14人	5%	10%
	15～19人	7.5%	12.5%
	20人以上	10%	15%

※市長特認枠の新設

成長産業分野の業種は、投資による助成率に10%以内を加算

※本社機能移転

羽咋市外からの移転に限る。

イ 雇用による助成

地元新規雇用人数×50万円(1)

移転従業員数 ×25万円(2)

(1)+(2) 上限 3,000万円

※ 誘致企業に対して最大2億3千万円の補助金制度となっています。

② 羽咋市遊休工場等利用及び雇用促進補助金

- ・対象業種：製造業、流通関連業、情報サービス業、その他市長が雇用促進に資すると認める業種
- ・要件：現在使用されていない工場、家屋を利用し事業を行い、投下固定資産3,000万円以上かつ3人以上の新規雇用または増員があった場合
- ・助成額
 - ア 投資による助成： 投資額の5%
限度額 500万円
 - イ 雇用による助成： 新規地元雇用及び移転従業員 一人あたり25万円
限度額 250万円

③ 羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金

- ・対象業種：ソフトウェア業、情報サービス業、映像制作・配給業、設計・デザイン業、その他市長が雇用促進に資すると認める業種
- ・要件：サテライトオフィスを開設し、2人以上の新規雇用または増員があった場合
- ・助成額
 - ア 投資による助成： 投資額の25%（増設：15%）
限度額 1,500万円
 - イ 雇用による助成： 新規地元雇用及び移転従業員 一人あたり50万円
※上記ア補助金限度額とは別枠

④ 市税の課税特例

	過疎法	地域経済牽引事業 促進法	半島振興法	原発立地法
1 対象 事業	製造業、農林水産物販売業、旅館業（下宿営業を除く）	機械業、繊維業、食品業、IT業（集積区域内）	製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業（下宿営業除く）	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
2 事業者の 要件	生産設備等の取得価額 ※旅館業は、付属設備 2,700万円超	石川県に企業立地計画の申請・承認が必要 設備投資額2億円超の施設（食品5千万円超）	生産設備等の取得価額 ※旅館業は、付属設備 500万円以上 （資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円以上）	生産設備等の取得価額 2,700万円超 （道路貨物運送業、こん包業、卸売業は、2,700万円超、かつ、雇用者数15人超）
3 対象 資産	機械及び装置・建物・敷地	構築物・建物・敷地	機械及び装置・建物・敷地	機械及び装置・建物・敷地
4 税率	免除	免除	初年度 0.01% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%	初年度 0.01% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%
5 特例 期間	3年度分	3年度分	3年度分	3年度分

注：過疎法と半島振興法は、同時適用不可

【財団法人電源地域振興センターの優遇措置】

○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（F補助金）

補助要件を満たす企業が支払った電気料金に応じて、給付金を交付します。

[主な交付要件]

- ・電力契約 工場等の新・増設に伴い電力契約の新規・増加契約をしていること。
- ・雇 用 雇用人数が3人以上増加していること。
- ・業 種 地域における雇用機会の創出と産業振興に寄与すると認められるもの
製造業・非製造業を問いません。

- ・投資額 新設1,000万円以上（増設500万円以上） 注）
注）特例加算の対象 製造業または市の助成制度に該当する業種
- ・推 薦 新規の場合は、市の推薦をうけること。

以上の要件を満たす企業が、新增設した半期の翌半期から8年間給付金が交付されます。

[交 付 額]

- ア 契約電力分 支払った電気料の概ね4割
- イ 特例加算分 増加した雇用人数×15万円／半期

※ 新規・増設の場合、4,10月上旬の募集期間に申請が必要となります。

※ 詳しくは、市商工観光課企業立地係まで連絡ください。 0767-22-1118

【北陸電力の優遇措置】

○電源立地地域対策交付金（原子力立地給付金）

電気の供給を受けている住民、企業が対象。財団法人電源地域振興センターより北陸電力を通じて原子力立地給付金が交付されます。

- ・申請は不要です。